



平成21年版埼玉県民手帳を販売します

販売期日 12月25日(木)まで
販売場所 市役所3階 市政情報課、各区総務課、県庁第2庁舎1階 統計相談室(浦和区高砂)
価格 500円

詳しくは、県統計協会(☎830・2330)、又は市政情報課(☎829・1119、FAX829・1983)へ。

11月12日(水)～25日(火)は、女性に対する暴力をなくす運動週間です



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者や親密な関係にあるパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

この運動をきっかけに、女性に対する暴力の根絶について考



●日時 11月7日(金)～9日(日) 10時～18時(9日は16時まで) ●会場 さいたまスーパーアリーナ コミュニティアリーナ及び展示ホール(さいたま新都心駅西口) ●内容
▶7日(金)～9日(日)…出展者による製品及び企業のPR、製品の展示・販売 ▶7日…10時～オープニングセレモニー・さいたま市テクニカルブランド認証企業の認証式・講演会
時間・演題など 下表のとおり(先着順、無料)

時間	演題	講師
13:00～	基調講演「時代の変化と業態変革」～加工業から製造業へ～	田中 裕氏 (田中産業株式会社 代表取締役)
15:00～	特別講演「モノづくりとオリジナリティの愉しみ」	小宮山栄氏 (コミー株式会社 代表取締役)

▶8日・9日…「Tichno (ティクノ)」デモンストレーション(1日3回)、ものづくり体験教室(10時30分～、13時30分～)…銀の指輪、七宝焼など ※各日共、10時から、午前と午後の部の整理券を配布します(先着順、無料)。



Tichno

詳しくは、商工振興課内 さいたま市商工見本市実行委員会事務局(☎829・1364、FAX829・1987、[HP](http://www.collabo-saitama.com/)http://www.collabo-saitama.com/)へ。

え、暴力のない社会をつくりましょう。

11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です。

詳しくは、男女共生推進課(☎829・1231、FAX829・1969)へ。

住生活総合調査にご協力をお願いします

この調査は、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るものです。内容は居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などで、平成20年12月1日現在で行われます。

対象世帯数 約1,000世帯
※対象となる世帯には、11月下旬

旬に調査員が調査票を配布し、12月上旬に回収しますので、ご協力をお願いします。

調査員は調査員証を携帯しています。また、調査内容は厳重に保護されます。

詳しくは、住宅課(☎829・1520、FAX829・1982)へ。

犬の放し飼いは禁止されています

市条例で、犬はつないで飼育するように定められています。犬の放し飼いは、交通事故や人を咬むなどの事故を引き起こす可能性がありますので、絶対にやめましょう。また、散歩するときも、必ずリードなどをつけてみましょう。

議会を傍聴してみませんか



11月26日(水)から、12月定例会が開会されます。身近な問題がどのように審議・決定されるかを、傍聴することができます。会期日程は、各区役所、各支所などの掲示板、市ホームページなどでご覧になれます。

あなたの「おしえて」にこたえます(8時~21時、年中無休)

さいたまコールセンター

TEL 048-835-3156 FAX 048-827-8656



詳しくは、議事課(☎829・1753、FAX 829・1984)へ。

裁判員制度が始まります

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります。裁判員候補者名簿に記載された方には、その旨の通知と調査票が12月末までに裁判所から送付されます。裁判員制度へのご理解、ご協力をお願いいたします。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを裁判員6人と裁判官3人で決める制度です。

詳しくは、さいたま地方裁判所内 刑事訟廷事務室(☎863・4111)、市選挙管理委員会事務局(☎829・1773、FAX 829・1994)、又は各区総務課へ。

高齢者職業相談室をご利用ください

おおむね55歳以上の方を対象に、職業紹介や職業相談を行っています。

日時 月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 9時~17時

会場 浦和高年齢者職業相談室(南区南浦和)、岩槻高年齢者職

業相談室(岩槻区本町)

詳しくは、各高年齢者職業相談室(浦和☎884・5511、FAX 884・5811、岩槻☎758・0150、FAX 758・0159)へ。



リデュース&リユース in 八都県市キャンペーンを実施します

八都県市では、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進しています。今年度はリデュース(減らす)・リユース(再利用)が、広く浸透し実践されるよう、様々なイベントでリユース食器を導入し、使い捨て容器の使用削減とごみの減量を図ります。キャンペーンの対象となる市内のイベントは左表のとおりです。

イベント名	日時	会場
緑区区民まつり	11/8(土) 10:00~15:00	大崎公園(緑区大崎)
北区区民まつり	11/9(日) 9:30~15:30	市民の森・見沼グリーンセンター(北区見沼)

詳しくは、廃棄物政策課(☎829・1336、FAX 829・1991)へ。

さいたま市生活環境の保全に関する条例を制定しました

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が、平成21年4月1日から施行されます。この条例は、生活環境の保全について、市・事業者・市民の責務を明らかにすると共に、環境への負荷低減を図るための措置と公害などの発生源に対する規制を定めたものです。

■主な制度

●事業活動における環境への負荷の低減

燃料使用量が多い事業所などに対して、温室効果ガスの削減に関する計画の作成と公表を義務付けます。

●建築物に係る環境への負荷の低減

床面積の合計が2,000㎡以上の新築などを行う建築主に対し、建築物環境配慮計画の作成を義務付けます。

●建築物などの解体等における石綿の飛散防止

石綿排出を伴う作業や石綿濃度の基準を定めたほか、工事の施工者に事前調査や飛散性石綿を扱う際の濃度測定などを義務付けます。

●悪臭規制の強化

現在、本市に適用されている県生活環境保全条例の規制対象業種枠を撤廃し、すべての事業活動から発生する悪臭を規制の対象とします。

●光害の防止

光害の防止義務を定め、特定の対象物を照射することを目的として使用する場合などを除き、サーチライト等の使用を原則禁止します。

■その他の制度

排水、騒音、土壌汚染の規制対象の拡大などを行っています。

■経過措置

この条例の施行の際、新たに規制の対象となる事業者のうち、既にその事業のための施設などを設置しているものについては、一定期間、基準の適用を猶予します。

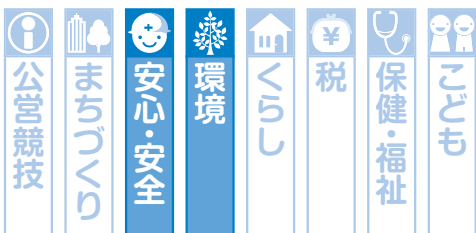
■条例説明会

日時 ①12月3日(水) ②12月12日(金) ※いずれも14時~16時30分

会場 ①市民会館おおみや(大宮区下町) ②市民会館うらわ(浦和区仲町)

申込み 当日、直接、会場へ。

詳しくは、環境対策課(☎829・1332、FAX 829・1991)へ。



債務整理のご相談なら… 司法書士 中山ゆり事務所 広告

長い間、無理して返し続けていませんか？
真面目な方ほど悩み苦しみがら返済を続けています。
女性の認定司法書士が親身になって対応します。

費用分割可・ご相談無料
債務整理・相続・離婚・登記 認定司法書士 中山 ゆり
埼玉司法書士会所属 会員番号 第1089号 認定番号 第501593号

049-227-7772 東武東上線川越駅すぐ南・JR川越駅徒歩10分
〒350-0041 川越市六軒町1-1-3
平日9時～20時・土日祝の相談可(予約制) <http://www.nakayama-jimusyo.jp/>

■焼却炉設置には届け出が必要
焼却炉を設置する場合は、市役所2階 環境対策課へ届け出

公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの、周辺の生活環境に与える影響が軽微なもので、次のものは除きます。▼風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却…どんと焼きなど ▼農業、林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却…稲わら焼きなど ▼日常生活を営む上で通常行われる焼却…軽微な焚き火など

■野外焼却は原則禁止
廃棄物などの焼却は、人の健康や生活環境へ支障をきたす、ダ イオキシン類発生の主な原因とされています。県生活環境保全条例では一定の基準を満たす焼却炉を用いずに、野外で廃棄物などを焼却することを原則禁止しています。



ダイオキシン類発生防止のため、野外焼却の自粛にご協力ください

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て住宅の耐震診断・補強工事を行う場合、費用の一部助成などを行っています。

安心・安全
戸建住宅の耐震補強制度をご存じですか

が必要で、規模に応じ、排出基準や構造基準・維持管理基準が定められおり、基準に適合しない焼却炉は、使用できません。詳しくは、環境対策課(☎829・1330、FAX829・1991)へ。

子ども急患電話相談
看護師による、子どもの急病に関する電話相談 ☎825・5252
月～金曜日…17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始…9時～翌9時

休日・夜間救急診療
※在宅当番医については、市ホームページ又は祝・休日の朝日・毎日・東京・埼玉新聞をご覧ください。

診療場所	診療科目・診療日・受付時間	
	休日診療	平日夜間診療
浦和休日急患診療所 浦和区常盤6-4-18 (浦和区保健センター2階) ☎833・0119 FAX827・1039	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…9時～11時30分、13時～16時30分、19時～21時30分	【月～金曜日】 ▶小児科…19時30分～22時 【土曜日】 ▶内科・小児科…19時～21時30分
大宮医師会市民病院 北区宮原町2-125-3 ☎665・6511	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…9時～11時30分、13時～16時30分、19時～翌9時 ▶外科…9時～11時30分、13時～16時30分 【日曜日】 ▶眼科・耳鼻咽喉科…9時～11時30分	【月～土曜日】 ▶内科・小児科…19時～翌9時
与野休日急患診療所 中央区本町東4-4-3 (中央区保健センター1階) ☎・FAX706・1212	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…9時～12時、13時～15時、19時～21時30分 【8/13～15】 ▶内科・小児科…9時～12時、13時～15時	【土曜日】 ▶内科・小児科…19時～21時30分
岩槻休日夜間急患診療所 岩槻区府内1-8-1 (岩槻区保健センター1階) ☎798・2221	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…19時～21時30分	—
東部第二小児救急 平日夜間診療部 春日部市中央7-2-1 (春日部市立病院 健診センター内) ☎736・2216	—	【月～金曜日】 ▶小児科…19時～22時

歯科休日救急診療

診療場所	診療日・受付時間
浦和休日急患診療所 ☎833・0119、FAX827・1039 浦和区常盤6-4-18 (浦和区保健センター2階)	【日曜日、祝・休日、年末年始】 9時～11時30分、13時～16時30分
大宮歯科休日急患診療所 ☎652・7225、FAX652・7582 北区東大成町2-107	【日曜日、祝・休日、年末年始】 9時～12時
与野歯科休日急患診療所 ☎・FAX706・8020 中央区本町東4-4-3 (中央区保健センター1階)	【日曜日、祝・休日、年末年始、8/13～15】 9時～12時

対象 耐震診断・補強工事を実施する住宅を所有し、かつ居住している方
詳しくは、各建設事務所建築指導課(北部☎646・323)

No.	助成内容	上限額	助成内容など
①	耐震診断費用(床面積1㎡当たり1,000円まで)に相当する額	5万円	左表のとおり
②	耐震補強費用(床面積1㎡当たり3万2,600円まで)の15.2%に相当する額	60万円	
③	耐震補強費用の10%をその年の所得税から特別控除	20万円	
④	家屋の床面積120㎡相当分までの固定資産税額を、翌年度から3年間、2分の1に減額	—	

※①・②は耐震診断・補強工事を実施する前に、④は耐震補強が完了した日から3か月以内にそれぞれ申請したものに限りま。

また、平成18年6月から住宅用火災警報器の設置が義務化さ

■全国統一防火標語
「火のしまつ 君がしなくて誰がする」
市内における出火原因の第一位は放火です。家の周りに燃えやすいものを置かない、ゴミは回収ルールを守る、門扉・倉庫には鍵を掛けるなど、放火されない環境をつくりましょう。

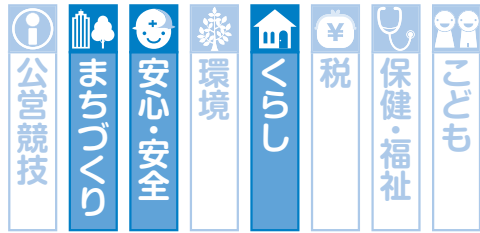
11月9日～15日は秋の火災予防運動です

☎840・6236、FAX840・6267へ。

あなたの「おしえて」にこたえます(8時~21時、年中無休)

さいたまコールセンター

TEL 048-835-3156 FAX 048-827-8656



れています。設置期限は21年5月31日ですので、早めの設置を願います。

住宅防火、いのちを守る

7つのポイント

- 寝たばこは絶対やめる
 - ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
 - 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
- 詳しくは、予防課(☎833・7509、FAX833・7529)へ。

耐震アドバイザーを派遣します

地震に備えて、建物の耐震性に関する講習会や研修会を実施する市民グループに、専門家を無料で派遣します。

詳しくは、建築総務課(☎829・1539、FAX829・1982)へ。

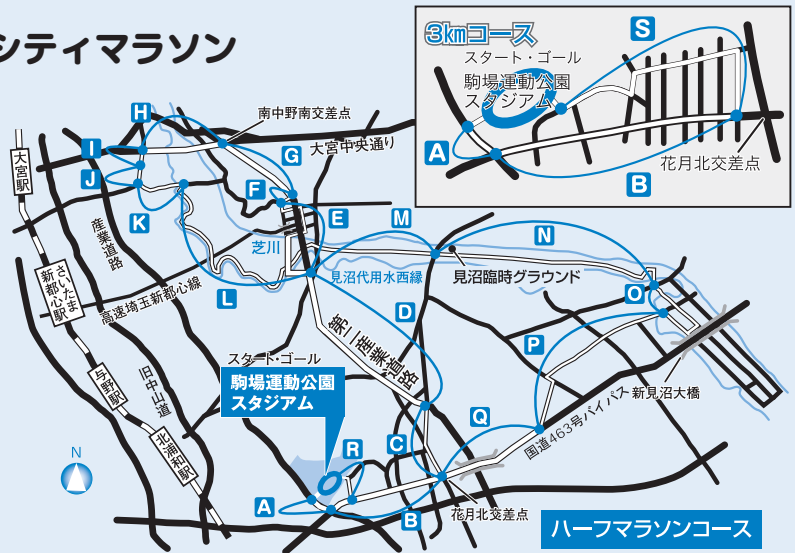
11月23日(祝)
9時スタート

2008さいたまシティマラソン

交通規制にご協力をお願いします

- 選手通過時に一時通行止めとなります。
 - 規制時間は競技進行状況により変更となる場合があります。
 - コース及び周辺道路では、警察官、競技役員の指示に従ってください。
- 詳しくは、体育課(☎829-1730、FAX829-1990)、当日は、2008さいたまシティマラソン大会本部(☎884-4126)へ。

参加申し込みは終了しました



区間	規制内容	規制予定時間
A 産業道路	上り車線一時通行止め	8:50~9:30
B 国道463号バイパス(駒場運動公園交差点~花月北交差点)	下り車線1車線通行止め	8:50~11:20
C 花月北交差点~不動谷交差点	完全通行止め	8:50~9:30、 10:00~11:20
D 第二産業道路(不動谷交差点~新大道橋側道)	下り車線1車線通行止め	9:05~9:45
E 新大道橋側道~中川分水通り	走路部分完全通行止め	9:10~9:45
F 中川分水通り	完全通行止め	9:15~9:50
G 第二産業道路(中川分水通り交差点~南中野南交差点)	下り車線1車線通行止め	9:15~10:00
H 大宮中央通り	大宮駅方面通行止め	9:15~10:05
I スーパーマーケット東側道路	完全通行止め	9:20~10:05
J 天沼循環	南行き車線通行止め	9:20~10:10
K 天沼循環~見沼代用水西縁沿い	完全通行止め(地元車除く)	9:25~10:15
L 見沼代用水西縁沿い~県道さいたま・幸手線		9:25~10:40
M 県道さいたま・幸手線~北宿通り	走路部分完全通行止め	9:35~10:45
N 見沼臨時グラウンド~市道元町・三室線(中央通り)		9:40~11:00
O 市道元町・三室線(中央通り)~見沼たんぼ出口(神明橋)		9:40~11:05
P 松芝公園北側道路~国道463号バイパス中尾陸橋バス停手前	片側相互通行	9:50~11:20
Q 国道463号バイパス(中尾陸橋バス停手前~花月北交差点)	下り車線1車線通行止め	9:55~11:20
R 原山公民館角~駒場スタジアム東南入口	完全通行止め	10:00~11:20
S 花月北交差点手前路地~駒場スタジアム東南入口		9:15~10:00

- こども
- 保健・福祉
- 税
- くらし
- 環境
- 安心・安全
- まちづくり
- 公営競技

メールマガジン
知っ得!さいたま

毎月第2・4木曜日配信

市ホームページから
登録できます

フェイスに替えて
賞品ゲット!

平成21年3月から、社会保険大宮総合病院で休日夜間急患診療を実施します



大宮医師会市民病院が閉鎖されるため、平成21年3月から、大宮医師会の協力により、社会保険大宮総合病院(北区益裁町)で休日夜間急患診療が実施されます。

診療科目 小児科・内科 ※平成21年4月からは、耳鼻咽喉科・眼科が追加されます。

詳しくは、健康増進課(☎829・1292、FAX829・1967)へ。



都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を行います

縦覧内容 さいたま都市計画生産緑地地区の変更新

縦覧日時 11月5日(水)～19日(水) 8時30分～17時 ※土・日曜日を除く

縦覧場所 市役所8階 みどり

推進課、大宮区役所本館7階 北部都市・公園管理事務所管理課、中央区役所本館3階 南部都市・公園管理事務所管理課

詳しくは、みどり推進課(☎829・1413、FAX829・1979)へ。

まちプラン市民会議に参加しませんか

「さいたま2005まちプラン(さいたま市都市計画マスタープラン)」の実現に向け、意見交換を行う市民会議を開催します。

日時 11月21日(金) 18時30分～20時30分

会場 浦和コミュニティセンター(浦和駅東口・コムナール9階)

対象 次のいずれかを満たす方

▼市内在住、在勤又は在学 ▼市民会議に参加登録をしている

申込み 電話、ファクス又はEメールで、住所、氏名、電話番号を、11月17日(月)までに、都市計画課内さいたま・まちプラン市民会議事務局へ。

詳しくは、同事務局(☎829・1403、FAX829・1979、✉toshi-kekaku@city.saitama.jp)へ。

建物の欠陥工事未然防止には工事監理が大切です

工事監理とは、建築士が建築

主の代わりとなって、工事が適正に行われているかなどを確認するものです。次の建築物の工事を行うときは、工事監理者を定めなければなりません。

対象 ▼木造Ⅱ3階以上又は延べ床面積100㎡超 ▼鉄骨・鉄筋コンクリート造などⅡ3階以上又は延べ床面積30㎡超

また、工事が完了した場合

は、必ず完了届を提出し、検査を受けることと定められています。安全な建物を造るために、正しい手続きを行いましょ。

詳しくは、各建設事務所建築審査課(北部☎646・3242、FAX646・3268、南部☎840・6242、FAX840・6267)へ。

道路拡幅のための助成制度をご利用ください

幅員が4m未満の道路(建築基準法第42条第2項に定める道路)に接して建物を建てる場合、その敷地は道路の中心から2m後退する必要があります。

このうち市道から後退した部分を市に寄付(建物を建てる場合に限らず)した場合、測量・分筆登記などの費用を一部助成しています。

詳しくは、各建設事務所建築指導課(北部☎646・3237、FAX646・3268、南部☎840・6237、FAX840・6267)へ。

公営競技

浦和競馬を開催します

期日 11月25日(火)～28日(金)

※26日(水)は、彩の国浦和記念を開催します。

会場 浦和競馬場(南区大谷場) 交通 南浦和駅東口から無料バスで5分

詳しくは、埼玉県浦和競馬組合(☎881・1551、FAX829・1363、FAX829・1987)へ。

戸田競艇を開催します



期日 ▼11月7日(金)～12日(水)

▼11月15日(土)～18日(火) ▼11月21日(金)～24日(休)

会場 戸田競艇場(戸田市)

詳しくは、埼玉県都市競艇組合(☎823・8711、FAX823・8709)、又は経済政策課(☎829・1363、FAX829・1987)へ。